

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は
e-Taxで!!



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第39回法人会全国大会群馬大会・税制改正要望大会〉

—令和6年度税制改正への提言まとまる— —新年賀詞交歓会案内在中—

2023.12
No. **585**
令和5年

事業ア・ラ・カルト(講習会・セミナー・理事会等)——	5
事業主の皆さまへ(e-Taxと源泉徴収票/eLTAXと給与支払報告書)——	8
配転と降格、賃金減額との関係——	10
進化するAIの不安と期待——	12
都税コーナー——	14

法人会掲示板

12月・1月(2月)実施予定の主な事業について

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 12月3日 フェスタはらじゅく (税金クイズ)
- 12月4日 広報委員会
- 12月6日 税について「書写・絵はがき・標語・作文」合同表彰式<女性部会>
- 12月8日 青年部会役員会
- 12月11日 正副会長会、令和5年度第3回理事会
- 12月13日 税務相談会
- 12月18日 救急救命講習会<青年部会>
- 1月12日 新年賀詞交歓会
- 1月18日 女性部会・青年部会合同新年賀詞交歓会
- 2月14日 税務相談会



新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆ 日 時 令和6年1月12日(金) 午後6時～
- ◆ 場 所 セルリアンタワー東急ホテル B2F
ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
- ◆ 会 費 12,000円/1名
※同梱のチラシまたは渋谷法人会HPで
お申込み下さい

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆ 申込先 東京法人会連合会
事業課：TEL 3357-0771
土・日・祝日を除く午前9時～午後4時
- 1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。
- 2. 申込み状況によってはお断りする場合もあります。
- 3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。
※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。
- 4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時
- ◆ 相談料 1時間まで無料 追加30分に付き：

5,500円(税込) 実費支払い

- ◆ 相談資格 都内各法人会の会員企業および代表者等 (同一法人：月1回まで)
- ◆ 相談内容 法律全般 (相続等、会社業務以外の相談も可 近隣トラブル等は不可)
- ◆ 相談担当 成和パートナーズ法律事務所(新橋)
港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543
都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分
JR：新橋駅烏森口徒歩7分
東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分
- ※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしておりません。

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和6年1月24日(水)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和6年2月22日(木)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

令和5年度 納税表彰者のご紹介

当会副会長 雨宮 孝幸氏が東京国税局長納税表彰状を受彰されました。

東京国税局長納税表彰



雨宮 孝幸氏
(副会長)
㈱一古酒店



表彰状受彰者 太田 幹人氏



式辞 渋谷税務署長 板倉 弘至氏

令和5年度渋谷税務署長納税表彰式が11月15日(木)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、71名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の榮に浴されました。

表彰状受彰：太田 幹人氏、藤木 宏泰氏、小此木 章氏、數村 いづみ氏、小西 雅恵氏

感謝状受彰：矢部 一氏、鈴木 大輔氏、大久保 一成氏、下岡 正男氏、櫻井 孝幸氏

渋谷税務署長表彰状



太田 幹人氏
(理事)
日邦建物㈱



藤木 宏泰氏
(元青年部会長)
㈱フジキジャパン



小此木 章氏
(地区長)
長島梱包㈱



數村 いづみ氏
(女性部会副部会長)
㈱モンクレールインターナショナル



小西 雅恵氏
(支部長)
㈱小野木ビル

渋谷税務署長感謝状



矢部 一氏
(副ブロック長)
㈱雄・ジャパン



鈴木 大輔氏
(理事・青年部会長)
㈱太平洋商事



大久保 一成氏
(理事)
㈱大久保



下岡 正男氏
(支部長)
㈱下岡商事



櫻井 孝幸氏
(地区長)
㈱櫻井事務所

相談役 岩田利延氏が東京都知事税務功労者表彰、常任理事 伊藤一三氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。また、会員の㈱アッシュホールディングスが税務広報功労により、及び当会・公益社団法人渋谷法人会がe-Tax推進功労により渋谷税務署長感謝状を受彰しました。

東京都知事税務功労者表彰



岩田 利延氏
(相談役)
㈱定石



伊藤 一三氏
(常任理事)
伊藤秀㈱



渋谷税務署長感謝状受彰
(税務広報功労)
㈱アッシュホールディングス



渋谷税務署長感謝状受彰
(e-Tax推進功労)
公益社団法人渋谷法人会

正しい税知識を学ぼう

法人会の「令和6年度税制改正に関する提言」まとまる

少子高齢化×国債残高1000兆円超 私たちは財政健全化を求めます！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えていますが、コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenokuhojinkai.or.jp>



法人会 事業 アラカルト

第39回法人会全国大会群馬大会に参加 —税制改正要望全国大会—

法人会では、毎年全国各地持ち回りで地方産業の活性化等のため、全国大会を開催している。今年は、群馬での開催となった。

この全国大会は、産業発展のためだけでなく、法人会としての主命題である税制についての『税制改正要望全国大会』を開催し、国に対しての税制改正への提言を発表し、国・政府・各党及び地方公共団体等に要望実現についてアピールしている。



来賓祝辞 住澤国税庁長官

今年度第3回理事会を開催

去る9月22日(金)午後3時から、原宿東郷記念館において、今年度第3回理事会を開催した。

長島会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署 板倉署長にまずご挨拶をいただき、続いて高木副署長、近藤副署長、他村副署長、黒澤第一統括官、井上審理担当調査官に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。

審議は新会員の承認、事業の経過報告をし、会員増強キャンペーンを始め、今後の事業の進め方を



長島会長挨拶



板倉署長挨拶



議案審議

検討した。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。

税を考える週間協賛事業 渋谷区くみんの広場(しぶやフェスタ2023)に参加

「税を考える週間」(11/11~11/17) 協賛行事の一環

として、去る11月4日(土)、5日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみんの広場(しぶやフェスタ2023)に参加。今年は初日・2日目とも好天とはいかなかったが、概ね天気に恵まれ、通路が人で埋まる位の来場者があり、両日とも3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えやクリアファイル等も予定よりかなり早く捌けてしまった。



イータ君と



花とクイズをどうぞ



花の袋詰め

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

＜社会貢献委員会＞

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月18日(木)に「けやきの苑西原」、11月7日(火)「あやめの苑代々木」、11月8日(水)「美竹の丘渋谷」を慰問、けやきの苑は笹塚の村松京極芸能技塾の民謡&歌謡ショーで楽しんでいただき、あやめの苑と美竹の丘は、二期会21のオペラ歌手による童謡や、なじみ深い歌曲などのミニコンサートを開催した。



けやきの苑



名和社会貢献委員長挨拶

事業に参加することがメリットにつながる



あやめの苑

名和社会貢献委員長挨拶

コロナ禍のため、2019年以来4年振りの開催となったが、入居者、ご家族、職員の皆様が素晴らしい時間を共有することができた。



美竹の丘

ブロックだより

4年振りに全ブロックで税務講習会を開催!

法人会の各ブロックでは、例年税法改正についての講習会を、10～12月初旬にかけて開催している。今年は新型コロナウイルスも5類に分類され、季節性インフルエンザと同じ扱いとなったため、4年振りの全ブロックでの開催となった。

内容は、令和5年度税制改正、消費税インボイス制度について、キャッシュレス納付について。講師は、インボイス制度と税制改正を井上審理担当調査官。キャッシュレス納付を黒澤法人第一統括官に担当していただいたが、第7ブロックのキャッシュレス納付については、黒澤統括の都合がつかず管理運営第2部門の



講師
井上審理担当調査官



2ブロック税務講習会



挨拶・講師
法人課税第一部門黒澤統括官



4・5ブロック合同税務講習会

山田統括官に担当していただいた。総出席者数は342名。各開催については別表の通り。



挨拶・講師
管理運営第2部門山田統括官



6ブロック税務講習会

令和5年度ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催会場	出席
6	10月12日(木)	10:30～12:00	代々木八幡区民施設	33名
1	10月16日(日)	10:10～11:40	リフレッシュ氷川	36名
3	10月17日(火)	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	31名
8	10月19日(木)	10:30～12:00	初台区民会館	19名
10	10月20日(金)	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	46名
4・5	10月23日(月)	10:30～12:00	渋谷法人会館	50名
9	10月25日(水)	10:00～11:30	全理連ビル会議室	52名
7	10月26日(木)	10:30～12:00	笹塚区民会館	27名
2	10月30日(月)	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	27名
11	11月1日(水)	10:30～12:00	東郷神社 和楽殿	21名

※第4・第5ブロックは今年度は合同での開催

金王八幡例大祭に参加

第3ブロック (小林ブロック長)

第4ブロック (伊藤ブロック長)

金王八幡例大祭とは毎年9月の中旬の土日に開催される渋谷区最大の祭りで、今年は16日と17日に開催された。

法人会では、第3ブロックと第4ブロックが16日の土曜日の部に参加。第3ブロックは、金王八幡宮境内の広場、第4ブロックは京王井の頭線渋谷駅ガード下で、渋谷税務署監修の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



金王八幡例大祭税金クイズ

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック (細川ブロック長)

去る10月1日(日)千駄ヶ谷まつりが鳩森小学校で開

この社会あなたの税がいきている

催され、4年ぶりに参加した。

時間を短縮しての開催となったが、小学校での開催ということも

あり、子どもが多く、税金クイズ、景品ともに好評で、閉会時間よりも早く終了してしまった。



千駄ヶ谷まつり税金クイズ

第8・9ブロック合同見学研修会

日時 10月13日(金)午前8時30分～午後5時
行き先 横須賀軍港めぐり、横浜万葉倶楽部
(車中：税金クイズ)

参加者 18名



8・9ブロック見学研修会

部会だより

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月28日(木)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、令和5年度前半事業経過報告と後半の事業計画、事業報告会日程について話し合った。

次回の今年度第2回の役員世話人会開催日については、後日部会長、税務署、担当副会長の都合の良い日を摺合せて、決定することにした。



西村源泉研究部会長
挨拶



源泉研究部会 役員・世話人会

出席者は渋谷税務署が板倉署長始め、高木副署長、法人課税第1部門黒澤統括官、3部門栗原統括官、杉山審理担当上席調査官、法人会からは西村部会長はじめ9名。



板倉署長挨拶

渋谷駅前クリーンキャンペーンに参加

渋谷法人会青年部会では、ほぼ毎月第一火曜日の渋谷駅前清掃と例年4月28日(シブヤの日)にもハチ



渋谷駅前クリーンキャンペーン

公前広場が参加者で埋まるほどの規模で行っているが、11月は、1日にハロウィンの次の日ということで、数年前から駅前クリーンキャンペーンに参加している、渋谷区長の挨拶等のセレモニーの後、一斉に渋谷駅前のゴミ拾いや落書きを消すなどの活動を各企業、団体もジャンパーなどを揃えて参加する。

小学生“税の絵はがきコンクール” 受彰作品を展示

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第12回税の絵はがきコンクール”で渋谷税務署長賞等の受賞作を、渋谷納税貯蓄組合連合会の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”の受賞作と一緒に11月7日から11月13日までの7日間、桜丘町の大和田ホルの『ギャラリー大和田』、11月20日から24日まで区役所に展示した。そして11月27日から12月8日まで渋谷税務署に展示しており、12月6日には「税についての書写・絵はがき・標語・作文」の合同表彰式を渋谷税務署で開催する。また受賞者には賞状と賞品、及び参加賞を各小学校に後日届けた。



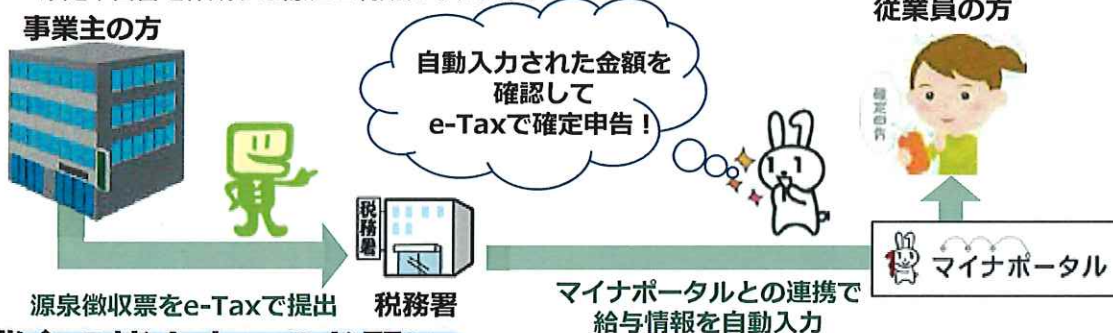
絵はがき展示(ギャラリー大和田)

みんなの力で法人会を大きく育てよう

事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Tax で提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



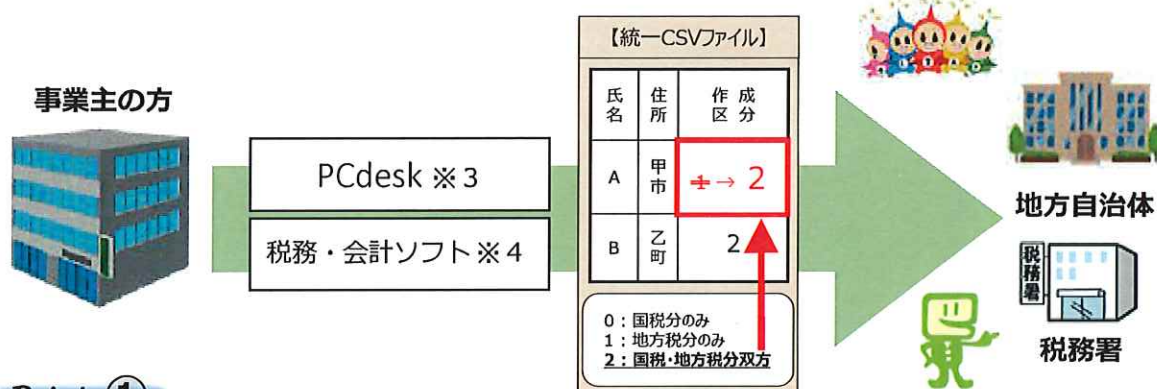
e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

国税庁 法人番号7000012050002

電子納税、電子申告を活用しよう

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！※1,2



Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

Point ②

「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)

※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

東京国税局・税務署(令和5年9月)

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

配転と降格、賃

今回は、配転と降格の違いや賃金減額との関係について基本的な理解を確認しつつ、最近増えている職務等級制度や役割等級制度における職務や役割変更を伴う降格と賃金減額を行うために必要となる就業規則上の整備について考えてみたいと思います。

●配転と降格の意義

配転とは、職務内容または就業場所を変更することを意味します。同一勤務地（事業所）内の勤務個所（所属部署）の変更を「配置転換」、勤務地の変更を伴う場合を「転勤」といいます。

これに対して、降格とは、労働者の職位や資格を引き下げることの意味します。職位を引き上げることや昇進、資格を引き上げることや昇格といい、降格は、昇進、昇格の反対概念として整理されています。

昇格の反対措置としての降格は、これまでは、各職掌における職務遂行能力を資格や等級を設定する職能資格制度上の資格や等級の引下げ措置がその典型例でしたが、最近では、職務等級制度（職務の内容や責任の程度に応じて資格や等級を設定する制度）や役割等級制度（組織の達成目標に応じた仕事上の役割に応じて資格や等級を設定する制度）を設けて、それらの制度上で分類序列化された資格や等級の引下げ措置を「降格」を称しているケースもあります。

これらの制度については、法令上の定義はないため、各企業における労働契約の内容に応じてその具体的意味を確定する必要があることになります。

●賃金減額との関係

配転は、職務内容または就業場所を変更することを意味するに留まり、配転の結果として賃金が減額されることを当然に包含しているものではありません。

これに対して、降格は、職位や資格の引下げを意味するに留まり、降格の結果として、職務内容または就業場所が変更されることを当然に包含しているものではありません。しかし、賃金については、職位や資格が引き下げられた結果として、引き下げ前の職位や資格に見合ったものから、引き下げ後の職位や資格に見合ったものに変更（この場合は減額を意味する）されることになります。

●使用者の配転命令権・降格権—労働契約上の根拠

長期雇用システム下の労働契約関係では、使用者には、人事権の一内容として配転命令権

金減額との関係

社会保険労務士 安藤 貴裕

が認められるのが通例であり、多くの企業の就業規則上も、異動に関する章の中に、配転命令権の規定を確認的に設けています。また、使用者の配転命令権については、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在が肯定され、この点について使用者には広い裁量が認められると考えられています（最判昭和61年7月14日）。

次に、降格については、昇進の反対措置としての降格は、労働契約の内容として職種が一定レベルの範囲内に限定されているなど特段の事情がない限りは、就業規則に根拠がなくとも、人事権の一内容として使用者が一方的に実施することができると考えられているのに対して、昇格の反対措置としての降格は、就業規則上の明確な根拠が必要であると考えられています。

●職務等級制度や役割等級制度における職務や役割変更を伴う降格と賃金減額

以上のような理解を前提に、最近では、従来の典型的な職能資格制度ではなく、当該企業において設計された職務等級制度や役割等級制度の下で、職務や役割変更を伴う降格と賃金減額がセットで行われ、その有効性が争われる事例が散見されるようになりました。

このような事例では、職務変更とともに職務等級制度や役割等級制度の下での資格や等級（以下、「当該資格や等級」といいます）の引き下げと賃金の減額が発生することから、そのような不利益が発生しない単なる配転命令よりもその有効性の判断は慎重に行われることになります。

この点については、まずは、就業規則上、以下の点についての根拠規定を設けておく必要があります。

- ①当該資格や等級と賃金が連動して決定されていること
- ②当該資格や等級を一定の事由（例えば、人事考課の結果など）に基づいて引き下げることができること

上記①で当該資格や等級と賃金が連動して決定されている以上、上記②に基づいて当該資格や等級が引き下げられれば、職務や役割が変更になるだけでなく、賃金も引き下げられた当該資格や等級に連動して引き下がることになります。

以上のような就業規則上の根拠規定に基づいて使用者に降格権が認められることを前提として、個別の事例判断としては、実施された降格措置が権利の濫用にならないように注意する必要があります。

進化するAIの不安と期待

ジャーナリスト
海部隆太郎

子どもの頃（1970年頃）に見たテレビ番組「スパイ大作戦」で、工作員がチェスのプロを相手に勝利する場面を思い出した。眼鏡に仕込んだカメラでプロの手を別室にいる人物に見せ、真空管の大型コンピューターが次の一手を考え、イヤホンで伝えるという手法だった。実現不可能なことに挑戦する爽快さが面白い番組だが、現在は将棋の対局などで普通に見られるようになった。

ここ数年、記者仲間だった友人たちとの会話は、健康と年金の話ばかり。もっと違う話題があるはずだと思いつつも常に話が盛り上がり、多くの時間を費やしても飽きることがなかった。ところが最近、高品質な文章を生成するチャットGPTが、健康よりも年金のことよりもわれわれの関心を引きつけている。

現状では信頼に足るほどAI（人工知能）の能力は高くないという見方ができるものの、進歩の速さには驚く。われわれ程度の記者の能力はすぐに追い越されてしまうに違いない。編集者が望む原稿をチャットGPTに指示すれば、あっという間に欲しい文章が完成する。こうなれば文字をなりわいにする輩は不要になるのは必定だ。遠くない将来にやってくるのか、不安は危機意識に変わっている。

人類とAIの共存をどう図るか

チャットGPTはネット上の情報を吸い上げて文章を作り上げる。正しい情報も間違った情報も混在する中から、与えられたテーマに沿う内容を上手に構成するのが危険性は拭えない。そこにある情報は、多くの人たちが創り上げた文章であり著作権にも触れるはず。こんな議論は、すでに盛んに行われている。欧州ではAIを規制する動きがあり、米国でも一時的に開発を止め、法制度を整備したうえで再開すべきだという流れが出てきている。

われわれの議論で最も危惧したのは、AIが人間の特権である創造性をも手に入れること。自ら考え最適な行動を指示するようになれば、映画のターミネーターが一気に現実化する。人々が考え議論し結論を導き出すのではなく、AIが瞬時に結論を導き出すのは認めがたい。こうなるとAIへの不安が増幅する。

だからこそAIが社会を豊かにするツールとして進化することに期待したい。そのためには条件を設けることが不可欠と思う。いずれは人類とAIの共存を考える時が来ることは覚悟している。それでも万が一にもAIに行動を指示されるのだけはゴメンだ。今でさえ人に行動を指示されたり、強要されたりすることを極端に嫌う私にとって、AIからの指示など受け入れられるはずがない。

唯一、許されるのは妻からの指示。これだけは逆らえない。

【著者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材、執筆活動を展開する。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和5年9月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	Human Bank(株)	堀口 恵子	恵比寿1-14-8	5423-7001	人材派遣業
1	(株)レディファイン	浅野 浩伸	東3-14-15	6805-1860	録音業
2	三全興産(株)	今井進太郎	恵比寿西2-20-17	3780-7831	アパレル卸売
3	税理士法人G-Crew	水谷 治	渋谷2-10-9	6451-1556	税理士業
4	篠崎会計事務所	篠崎 正弘	桜丘町22-17	3780-8607	税理士業
6	若井英之税理士事務所	若井 英之	大山町46-18	5738-5254	税理士業
7	(株)イースマイリー	矢澤 修	幡ヶ谷1-11-9		インターネット関連事業・教育支援事業
8	(有)真和商事	木林 也巖	初台1-28-11	5913-8557	廃棄物処理業
8	合同会社BEAM BEAM	陳 奕之	本町1-5-7		グラフィックデザイン
9	(有)アクセル	岡本 敏弘	代々木1-21-12		オンタイムグループカレンダー販売
9	岡田税理士社会保険事務所	岡田 慎一	代々木2-5-5	6276-3975	社会保険労務士業
10	(株)トータルプロジェクト	篠田 悟志	千駄ヶ谷1-13-9	6447-2485	内装仕上り工事業
区外	宮崎和久税理士事務所	宮崎 和久	中央区東日本橋3-8-1	5614-0288	税理士業

令和5年10月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(有)吉柳	吉柳 利哉	恵比寿南2-27-10	3711-9876	飲食業
2	アクティス(株)	山本 雅之	恵比寿南1-12-1	6808-5222	広告代理業
4	(株)アイキ-24	松田 将和	桜丘町12-6	6427-0869	錠取扱業
4	マックス・コ・ラボ(株)	吉田 昌子	桜丘町23-17		サービス業 コンテンツマーケティング
4	山崎司法書士事務所	山崎 健	桜丘町20-11	6416-0782	司法書士
5	(株)インザハウス	奥村 健	宇田川町3-7		建設業
7	(株)Odds Design	橋本 有人	西原2-25-13		デザイン・広告等 紙・web
8	(有)久常商店	平田 典生	本町3-10-3	6276-7064	眼鏡卸売業
8	西新宿5丁目内山クリニック	内山 裕智	本町3-31-13	3372-0077	医業
9	(株)小田急フィナンシャルセンター	藤倉 勝行	代々木2-40-3	5860-8471	経理・給与計算受託業
10	(株)BREATH JAPAN	島田 賢二	千駄ヶ谷5-6-7	5341-4844	靴卸・販売
区外	(株)Luup	岡井 大輝	千代田区神田佐久間町3-21-24		サービス業
区外	Sky Bear(株)	熊澤 主馬	杉並区成田東3-32-16		広告代理店

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子 (ジャーナリスト)

12・1月



『檀一雄』

「最後の無頼派」と呼ばれた作家だ。1912年、山梨県生まれ。9歳で母が出奔したため、一雄少年は父親や妹たちの食事を作らざるをえなかった。これが後に文壇屈指の料理人として名をはせるきっかけとなった。

旧制高校から東京帝国大に在学中に同人誌活動に参加。太宰治や坂口安吾らと親交を結んだ。

1951年、「長恨歌」「真説石川五右衛門」で直木賞を受賞した。代表作は、最初の妻、律子を描いた「リッコ その愛」「リッコその死」、自由奔放な作家の生き方を描いた「火宅の人」など。

妻がいながら愛人と生活をともにし、20年以上書き続けた「火宅の人」は肺がんで入院した九州大学医学部附属病院の病床上で口述筆記で完成させた。1976年1月2日死去。63歳だった。女優の檀富美さんは長女である。

『第九』

ベートーベンの交響曲第九番。略して「第九」。年末になると各地で演奏会が行われる。世界で日本ほど「第九」の演奏会が頻繁に開かれる国はないらしい。

日本で初めて「第九」が演奏されたのは1918年6月のこと。徳島県にあった捕虜収容所で、第一次世界大戦の捕虜だったドイツ人兵士たちによるものだった。戦後、オーケストラの楽団員たちによって、年越しをする「餅代」を稼ぐために盛んに演奏されるようになったという。60年代以降は、聴くだけでなく歌うファンも増えた。

「第九」は、終楽章で4人の独唱者と合唱団が加わり、「歓喜の歌」を高らかに歌い上げる。そのドラマティックな構成が1年を締めくくりにふさわしい曲と言えるのだ。

メールアドレスを登録しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和6年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和6年1月31日(水)

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、

Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

23区内に土地をお持ちの方へ 住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	令和6年1月31日(水)

詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

主税局ホームページ
住宅用地の申告等について



1月のeLTAX運用日時のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の運用日時>

【1月の特別な運用日時(メンテナンス時間を除く)】

1/6(土)、1/7(日) : 0時～24時 利用可

1/8(月・祝) : 8時30分～24時 利用可

1/15(月)～1/31(水) : 0時～24時 利用可

【通常利用時間】

8時30分～24時

(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

振替納税を利用しよう

【eLTAX ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



<申告内容や納税についてのお問合せ>

- 【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班
- 【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

- 国税の電子申告・電子納税等については、
e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ① 令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

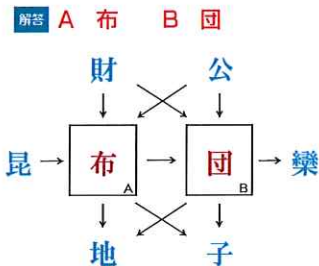
減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の**1月31日まで**に、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

しづや法人No.584
パズル・熟語づくり◎解答



◎当選者

しづや法人No.584の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございます。

神宮前 桂川様
神南 小林様
幡ヶ谷 野倉様
広尾 萩原様
代々木 野村様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和5年12月28日(木)**〈消印有効〉とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースと熟語パズルを交互に掲載いたします。

ナンバープレース

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8

A	B	C	D	E
2	4	3	2	9

問題

	7	8		A	5	4		
1			3				5	
	4			1				2
B					6			
		4		3		7		C
			1					
7			D	5			2	
	3				4			1
	E	5	2			8	6	

A	B	C	D	E



法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。
この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円^(※1)。
これからも会員企業とそこそご家族の皆様に安心をお届けしてまいります。

(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※2)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※3)を
この機会に集団扱にすると^(※4)...



保障はそのまま！

集団扱

集団扱への
変更は
早い方がお得！

月払
4,480円
月々300円割安！

年間では3,600円もお得！

2022年12月現在

- 1 **簡単な手続きで
変更ができます。**
- 2 **担当代理店の
変更はありません。**
- 3 **保障内容の
変更はありません。**

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※3)くすでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

しぶや法人 第585号 / 令和5年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

URL: <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)